

さいたま市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市西区三橋六丁目1358番20、1358番21、1370番2、
1370番22、1370番23、1370番24、1370番25

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区三橋6丁目1369番地
金子 裕治

3 許可番号

令和7年4月10日
第開 - N2024175号

4 検査済証番号

令和8年1月29日
第完 - N2024175号